

西宮市ホームページ広告バナー作成ガイドライン

(目的)

第1条 西宮市ホームページに掲載するバナー広告を作成するにあたって「西宮市ホームページ広告掲載基準」に規定する事項を遵守するほか、ページデザイン及びウェブアクセシビリティを保持するためのガイドラインとする。

(定義)

第2条 バナー広告とは、別記の形式の画像と画像に対するリンクタグのことを指し、リンク以外の機能（script、Java applet、Flash、GIFアニメ等）は、使用しないこととする。

(禁止表現)

第3条 ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるバナー広告は、禁止とする。

- (1) 「閉じる」「いいえ」「キャンセル」などのボタン、及びボタンの様に見えるもの
- (2) アラートマーク等OSがユーザーに対して注意喚起を促すためのイメージ又はそれに類似するもの
- (3) ラジオボタン又はラジオボタンの様に見えるもの
- (4) テキストボックス(入力できるように見えるもの)
- (5) プルダウンメニュー(下に選択肢があるように見えるもの)
- (6) バナーの内容とリンク先の内容に関連性がないもの
- (7) いたずらに射幸心をあおるおそれのあるもの
- (8) その他市長が不相当と判断するもの

(市WEBページとの区別)

第4条 ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれのある表現や、「施設ガイド」「教育相談」など市政を連想させる分野の表現を用いるなど、ユーザーが西宮市の事業であると錯誤する恐れのある文言等は使用しないこととする。

(色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

- 2 バナーの配列による不快色調緩和のため、色調の異なる2種類のバナーを用意することとする。

(解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

附 則

- 1 本ガイドラインは平成17年 8月15日から施行する。